

4. 神奈川県内における2歳以下の変死体の傾向について

横浜市大・法医 津田 征郎

神奈川県内において、昭和57年1月より12月までの1年間に検案・解剖が行われた交通事故死を除く警察扱いの変死体の総数は3,326体であり、その内2歳以下の変死体は49体であった。これら変死体の殆んどが法医学専攻の医師により取扱われており、取扱い機関別に分類すると、A大学14体、B大学7体、C大学5体、D大学1体、E大学で法医学を専攻し、横浜市内での自宅開業医20体、その他（臨床医）2体である。

これらを死因別に分類すると、呼吸器系によるもの14体、循環器系によるもの（心奇形及び川崎病）2体、吐物吸引によるもの13体、鼻口圧迫によるもの6体、その他によるもの（溺死、絞死等）8体及びSIDS 6体であり、49体の取扱い機関別と死因別分類の関係は、表1で示される。表1より取扱い機関による死因の診断の傾向を読みとることが出来る。

これらの中でSIDSとの関係が特に問題となる死因と変死者の生後月数の分類の関係は、表2、表3、表4で示される。これらの表から明らかなように、鼻口圧迫によるもの、吐物吸引によるものに特に検討を要するものが多い。

また明らかにSIDSと診断されているものは、生後1カ月の男性2体、4カ月の女性1体、11カ月の男性2体、1年7カ月の男性1体、合計6体であり、SIDSと診断しているのは、全て30歳代、40歳代の法医学専攻者であり、2機関においてのみである。

上記の傾向を検討した結果、昭和56年度に調査、検討した際と同様の傾向が認められた。したがって、今後とも全ての死因に対するより深い検討とSIDSに対する意見の統一の必要性を痛感した。

なお本研究報告のため、昭和56年度に引続き神奈川県警察本部捜査一課の積極的な協力により、変死体に関する資料提供が行われ、調査、検討ができたことに対し、感謝の意を表します。

表 1

	A 大	B 大	C 大	D 大	E 大	その他	合 計
呼吸器系	6	1	0	1	6	0	14
循環器系	1	0	0	0	1	0	2
鼻口圧迫	0	1	0	0	5	0	6
吐物吸引	2	3	3	0	4	1	13
S I D S	4	2	0	0	0	0	6
そ の 他	1	0	2	0	4	1	8
合 計	14	7	5	1	20	2	49

表2 鼻 口 圧 迫

月 数	男 性	女 性	合 計
4 M	1	0	1
5 M	1	1	2
7 M	0	1	1
8 M	1	0	1
9 M	0	1	1
合 計	3	3	6

表3 吐 物 吸 引

月 数	男 性	女 性	合 計
1 M以内	0	2	2
1 M	0	2	2
3 M	0	1	1
4 M	2	1	3
5 M	1	0	1
9 M	1	0	1
10 M	1	0	1
12 M	1	0	1
16 M	0	1	1
合 計	6	7	13

表4 呼 吸 器 系

月 数	男 性	女 性	合 計
1 M	0	1	1
2 M	1	0	1
3 M	1	0	1
4 M	2	0	2
5 M	1	1	2
6 M	2	0	2
7 M	0	1	1
9 M	0	1	1
12 M	1	0	1
24 M	2	0	2
合 計	10	4	14



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



神奈川県内において、昭和 57 年 1 月より 12 月までの 1 年間に検案・解剖が行われた交通事故死を除く警察扱いの変死体の総数は 3,326 体であり、その内 2 歳以下の変死体は 49 体であった。これら変死体の殆んどが法医学専攻の医師により取扱われており、取扱い機関別に分類すると、A 大学 14 体、B 大学 7 体、C 大学 5 体、D 大学 1 体、E 大学で法医学を専攻し、横浜市内での自宅開業医 20 体、その他(臨床医)2 体である。

これらを死因別に分類すると、呼吸器系によるもの 14 体、循環器系によるもの(心奇形及び川崎病)2 体、吐物吸引によるもの 13 体、鼻口圧迫によるもの 6 体、その他によるもの(溺死、絞死等)8 体及び SIDS 6 体であり、49 体の取扱い機関別と死因別分類の関係は、表 1 で示される。表 1 より取扱い機関による死因の診断の傾向を読みとることが出来る。

これらの中で SIDS との関係が特に問題となる死因と変死者の生後月数の分類の関係は、表 2、表 3、表 4 で示される。これらの表から明らかなように、鼻口圧迫によるもの、吐物吸引によるものに特に検討を要するものが多い。

また明らかに SIDS と診断されているものは、生後 1 カ月の男性 2 体、4 カ月の女性 1 体、11 カ月の男性 2 体、1 年 7 カ月の男性 1 体、合計 6 体であり、SIDS と診断しているのは、全て 30 歳代、40 歳代の法医学専攻者であり、2 機関においてのみである。

上記の傾向を検討した結果、昭和 56 年度に調査、検討した際と同様の傾向が認められた。

したがって、今後とも全ての死因に対するより深い検討と SIDS に対する意見の統一の必要性を痛感した。